

ているか等、ご確認いただきますようお願いいたします。

やむを得ない理由で変更を行った場合は、変更日・変更箇所等を求人票に明記させていただきます。

3 求人者マイページ開設のお願いについて

求人者マイページを開設すると、会社のパソコン等から、来所せずに求人申込が可能となります。求人者マイページを未開設の事業主におかれましては、5月中に開設いただき、求人者マイページから求人申込いただくことをお勧めします。

求人者マイページの開設方法は、「学卒用求人者マイページ開設用のアカウント登録（変更）」をご覧ください。

また、求人者マイページでは、求人票交付（返戻）前に自社のホームページ画面から求人票プレビューで内容を確認することができます。

4 新規高等学校卒業者向けの求人の事前相談（書類の内容確認）の実施について

当所では、6月2日（月）以降の窓口混雑緩和のため、初めて新規高等学校卒業者向けの求人を初めて（もしくは数年ぶりに）お考えの求人者様、10件以上大量に求人をお申し込みの求人者様を対象に、求人申込開始前の5月19日（月）から5月29日（木）までの間において、求人申込書類の事前相談を実施します。詳しくは、別紙1「求人申込書類の事前相談（書類の内容確認）について」をご参照ください。

なお、求人申込受付は6月2日（月）からとなりますので、事前相談後、改めて求人申込手続き（書類提出）が必要となりますのでご注意ください。

5 求人募集の中止（取消し）・募集人員の削減の原則禁止について

新規学校卒業者（中学、高校、大学等）の求人募集の中止（取消し）、募集人員の削減は原則出来ません。

求人募集にあたっては、募集人員が真に必要な人数であるか十分ご検討の上、求人申込を行ってください。

また、求人数（採用数）が充足するまでの間は、高卒求人につきましては、求人申込を行った翌年度6月30日まで有効（募集中）となります。

なお、事業規模の縮小等によりやむを得ず、求人募集の中止、募集人員の削減、入職時期の繰下げ、内定取消しを行う場合は、職業安定法施行規則第35条第2項の規定により、事前に当所担当部門あてご報告ください。規模（人数）や理由によってはホームページ上において企業名公表となる場合もございます。

6 公正な採用選考について

新規高等学校卒業者の面接に際し、「本人の適性と能力に全く関係のない事項（家族構成、家族の職業、愛読書、購読新聞等）を質問する」、「全国高等学校統一用紙以外の提出を求める」、「採用選考期日を守らない」等の不適正事象が報告されています。

不適正事象が発生した場合には、学校等からの通報に基づき東京労働局及びハローワークが事業所への事実確認及び是正指導を行いますのでご注意ください。

また、不公正な求人活動を行った場合は、次年度の求人票特記事項欄にその事実

を記載することもございますので十分ご注意ください。

詳細は、「'26新卒者募集のために」や「採用と人権」等の冊子に記載されていますので、ご担当者は選考前に必ず一読いただき、公正な採用選考をお願いします。

7 アンケートご協力のお願いについて

新規高等学校卒業者の求人募集を行う予定の事業所におかれましては、ご多忙のところ恐れ入りますが、別紙 2「新規高等学校卒業者募集予定及びインターンシップ等の受け入れについて」のアンケートについてご協力をお願いします。

なお、当アンケート結果のうちインターンシップの受け入れに関する回答内容については、教育委員会、中学校及び高等学校と共有させていただきます。

また、就業体験等の実施を検討している中学校や高等学校等から、直接問い合わせをさせていただく場合がございますので、併せてご了承ください。